

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和3年7月12日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の3件の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

- (1) 沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の「ごみ処理基本計画」の対象区域に含まれている米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される「米軍ごみ」の分別計画を策定している者と分別を行っている者と分別が行われている場所が分かる公文書
- (2) 沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の「ごみ処理基本計画」の対象区域に含まれている米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される「米軍ごみ」のうち、「不燃ごみ」の収集運搬を行っている廃棄物処理業者の名称が分かる公文書
- (3) 沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の「ごみ処理基本計画」の対象区域に含まれている米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される「米軍ごみ」のうち、「不燃ごみ」の最終処分を行っている廃棄物処理業者の名称と最終処分場の所在地が分かる公文書

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月8日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年12月21日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

## 2 審査請求の理由

沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班は「米軍基地関係一般廃棄物に関すること」を所掌事務としている。また、県は県が定めている「第四期廃棄物処理計画」において「米軍基地の廃棄物対策」を主要施策の一つとしている。したがって、審査請求人が開示請求した公文書は、県が県民のために保有していなければならない公文書になるため。

## 第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

### 1 弁明の趣旨

県は本件請求に該当する公文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

### 2 弁明の内容

廃棄物処理法第4条第1項により、一般廃棄物の処理に関する事業は市町村の自治事務となっている。

県は、複数の市町村にまたがる米軍基地から排出される一般廃棄物の処理について、市町村間の調整等を行う場合があるが、原則、一般廃棄物の処理に関する事業は市町村の自治事務であり、県は審査請求人が求めている公文書を作成又は取得していない。

## 第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

- (1) 一般廃棄物の処理に関する事業は市町村の自治事務となっているが、市町村が国の補助金等により処理施設を整備している場合は、補助金適正化法の規定に基づく補助事業者として補助金等の交付の条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。
- (2) 北中城村と中城村北中城村清掃事務組合が策定している「ごみ処理基本計画」の対象区域に米軍基地（キャンプ瑞慶覧）が含まれているが、「米軍ごみ」に対する処理計画を策定していない。本来であれば、県は浦添市と中城村と北中城村との「ごみ処理広域化」に対する事務処理を行う前に、キャンプ瑞慶覧から排出される「米軍ごみ」の適正な処理を図るために、県として必要な措置を講じていなければならない。
- (3) 開示を求めている公文書を沖縄県が保有していない場合は、県は廃棄物処理法第5条の6の規定に従って、県が定めている「廃棄物処理計画」の達成に必要な措置を講じるように努めていないことになる。

## 第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

廃棄物処理法第4条第1項では、市町村の責務として、市町村は一般廃棄物の適

正な処理に必要な措置を講ずるよう努めること等を定めている。

一方、同条第2項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることや、区域内の産業廃棄物の状況把握、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない旨定められている。

審査会において、実施機関に確認したところ、当該案件に係る「米軍ごみ」は一般廃棄物に該当し、一般廃棄物の収集運搬業の許可や処分業の許可は、市町村長が許可権者となっているということであった。また、複数の市町村にまたがる米軍基地から排出される一般廃棄物の処理については、市町村間での調整により処理が行われることとなるが、市町村から県に市町村間の調整を求められた場合は、県として対応するということがあった。

本件については、県に対し市町村間の調整依頼や市町村からの資料提供もなく、対象文書は存在しないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月20日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年9月30日	審議（第338回）
令和4年11月2日	審議（第339回）